

下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議

規約

(設置)

第1条 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け国土交通省が設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」では、管路メンテナンス技術の高度化・実用化に取り組むべきとされた。この提言を踏まえ、各関係機関が連携して、管路メンテナンスの高度化に資する技術の現場実装・普及に向けた環境整備等について検討を行うため、下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第3条 推進会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、推進会議の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第4条 推進会議の事務局は、国土交通省上下水道審議官グループ、国土技術政策総合研究所上下水道研究部及び公益財団法人日本下水道新技術機構とし、国土交通省上下水道審議官グループにおいて統括する。

(関係者からの意見聴取)

第5条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(資料の公開)

第7条 会議の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議

委員名簿（2025 年 10 月時点）

	氏 名	役 職
委員長	加藤 裕之	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 特任准教授
委 員	小野 潔	秋田県 建設部長
委 員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委 員	川上 直之	東京都 下水道局 計画調整部 技術開発担当部長
委 員	秋葉 雅章	愛知県 建設局 治水防災対策監
委 員	秋山 啓	札幌市 下水道河川局 事業推進部 管路担当部長
委 員	井深 清	横浜市 下水道河川局 下水道管路部長
委 員	根門 晋治	名古屋市 上下水道局 管路部長
委 員	谷田 聡	京都市 上下水道局 下水道部長
委 員	宮崎 博明	大阪市 建設局 下水道部長
委 員	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部長
委 員	高橋 栄一	行田市 都市整備部長
委 員	河西 勉	横須賀市 上下水道局 技術部長
委 員	稲垣 裕亮	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 部会長
委 員	深谷 渉	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 技術顧問
委 員	永長 大典	公益社団法人 日本下水道協会 技術部長
委 員	細谷 祐之	一般社団法人 日本管更生技術協会 理事
委 員	友部 秀久	一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会 事務局長
委 員	大森 由明	一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会 常務理事

（敬称略）

※今後の検討状況により、委員を追加することがある。

<事務局>

国土交通省 上下水道審議官グループ

国土技術政策総合研究所上下水道研究部

公益財団法人 日本下水道新技術機構